

「児童福祉施設(児童養護施設)の立場から、今回の親権制度改正に対する評価と課題」

児童養護施設 二葉学園施設長 武藤 素明

1. 直近の社会的養護の現状と課題(親権との関係において)

- 子どもたちや親・家族の現状
- 関わる職員等の現状
- 子どもの最善の利益追求の観点から、また施設運営管理の観点から

2. 親権制度改正に向けての現状や課題

- 二葉学園の現状から
- 個人としての調査から
- 全国児童養護施設協議会(全養協)としての調査から

昨年、第四回法務省法制審議会(6月15日)にて意見を述べた。

第四回厚労省専門委員会(7月27日)にて意見を述べた。

全養協として中間のまとめ等への意見書を提出した。

(事例1) 子どもの入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした事例

- ①保護者(親)との関係・対応に悩む事例
- ②親との面会により、子どもの生活に支障が生じかねない事例
- ③親などの関係で、職員が困難を生じる事例
- ④解決に向けた方向性にいたった(いたりつつある)事例

(事例2) 子どもの施設入所中、子どもの生活(日常生活、医療、予防接種、公的手続き等)に関して困難をきたした具体的事例

- ①子どもの身だしなみ、生活について
- ②通院、予防接種、医療について
- ③子どもの障害、特別支援学級通級について
- ④金銭等について
- ⑤法的手続き等について、その他

(事例3) 入所措置、他機関・他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的事例

- ①里親委託に向けた措置変更に関して
- ②子どもの引き取り(連れ去り)に関して
- ③結果的に再措置になってしまった事例
- ④その他(非協力的、クレーム、不安定さ)

(事例4) 子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的事例

- ①子どもの契約行為
- ②子どもの進学・就職等に関して
- ③「子どもに連絡を取りたい」等の依頼について
- ④子どもに対する親の無心について
- ⑥その他(入信等)

3. 今回の改正の方向性(法制審要綱・専門委員会報告書)に対する評価や課題

○民法の改正について

<前進すると思える事項>

- ①親権としての権利・義務において「子の利益のために」が明確に位置づけられること。
- ②「親権停止制度」を民法上でも位置付け、子の利益を害するとき親権の一時停止が容易になったこと。
- ③親権喪失・停止等について子ども自身も申し立てることが出来るようになったこと。
ただし、子ども自身も大いに迷いがあり、その迷いで子ども自身を不安定にさせる要素もある。
- ④未成年後見人制度を活用しやすくなること。

ただし、まだ詳細が明らかになっておらず制度を改正しても十分な保障や担保するシステムを作らないと、法改正しても現実に使えない制度であっては意味が無い。

<課題として残る事項>

- ①「懲戒することが出来る」については業界内でも様々な意見がある。
- ② 施設入所児童にとって是非「親権の一部停止」制度を作してほしい。
- ③「親権者の同意に代わる裁判所の許可制度」について見送られたが、現実的には「携帯電話、パスポート、アパートの保証人、予防接種、預金 その他」⇒ それに代わる制度の確立を！

○児童福祉法の改正について

<前進すると思える事項>

- ①「施設入所中、里親委託中は、親権者は不当な主張をしてはならない。」
⇒ただし、何が不当か？ 不当の基準は？ 誰が不当性を判断するのか？ 不明確である。
- ②生命や安全確保のため、緊急時においては施設長優先の原則を明らかにしたこと。
- ③里親委託、一時保護中の親のいない児童について児童相談所長が親権を行うと明記すること。
- ④一時保護の期間等の設定要件・施設や里親において一時保護が長くなる場合が最近増加傾向が緩和

<課題として残る事項>

- ①児童福祉法47条2項について「不当な主張をしてはならない。」としたが、不明確さは残るので、子どもの利益のために施設入所中は施設長優先の原則を規定しても良いのではないか。
⇒賛否両論あることは承知の上で今後の検討課題としたい。
- ②保護者指導への司法関与を明確にすべきであろう。
⇒児童相談所がこの部分を担っているが、法的にも明確にした方がよい。(虐待の認知、再統合への目標、具体的プログラム等)

4. 今後の課題とわれわれのやるべきこと

- ①今回の改正の趣旨や法改正を現場でどう活用するのかの検討や準備をする必要がある。
- ②そのためにも司法、児相、行政、施設、里親が一体となって体制整備、基盤整備に努めなければならない。
- ③社会的養護現場がもっと子どもにとって十分な親権代行に足る実践を行っていく必要(社会的信頼を)
- ④親権制度の改正は親権ありきではなく、全体的には「子の利益のため」という趣旨が明確にされていることが重要なことである。「子の利益のために」は親の存在は欠かせないもので、これまで以上に親支援を充実させていく必要がある。

家庭再統合プログラムの充実、ファミリーソーシャルワークの充実、児童相談所機能の充実
関係機関の連携強化等

以上